

◎新潟県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 都市計画の種類及び名称  
種類 糸魚川都市計画防災街区整備地区計画（糸魚川市決定）  
名称 糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課